

# 山口県報

平成22年  
12月3日  
(金曜日)

## 目次

告示

- 保安林予定森林(森林整備課).....
- 保安林予定森林(美祿市)(森林整備課).....
- 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....
- 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課).....
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....



### 山口県告示第四百七号

森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十二年十二月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林予定森林の所在場所
  - 山口市小郡上郷字岩屋一六三四、一六三六から一六三八まで、一六三九の一、一六三九の二、一六四一、字山田一六四二から一六五〇まで、二二〇五、二二〇六、三七五七、三七五八の一、三七五八の二、三七五九から三七六一まで、三七六二の一、三七六二の二

岩国市錦町宇佐郷字する五四五、五四六、字ヨリな浴五五三、字する山五五五、字なめら谷五七〇、五七二、六〇六、六〇七の一、六〇八、六〇九、六一一、六一四、六一五、字のりかんね五七三から五七五まで、五七七、五八〇の一、五八〇の二、六四五、六四七、六四八、字滝島六一六、六一七の一、六一七の二、六一九から六一一まで、字せ戸六三六、字日浦六四六、錦町須川字する二八六二、二八七〇の一、二八七〇の三、二八七二から二八七四まで、二八七六の一、二八七六の二、二八九五、三〇〇一、三〇〇二の一、三〇〇二の三、三〇〇二の四、三〇〇二の五、三〇〇二の六、三〇〇二の七、三〇〇二の八、三〇〇二の九、三〇〇二の十、三〇〇二の十一、三〇〇二の十二、三〇〇二の十三、三〇〇二の十四、三〇〇二の十五、三〇〇二の十六、三〇〇二の十七、三〇〇二の十八、三〇〇二の十九、三〇〇二の二十、三〇〇二の二十一、三〇〇二の二十二、三〇〇二の二十三、三〇〇二の二十四、三〇〇二の二十五、三〇〇二の二十六、三〇〇二の二十七、三〇〇二の二十八、三〇〇二の二十九、三〇〇二の三十、三〇〇二の三十一、三〇〇二の三十二、三〇〇二の三十三、三〇〇二の三十四、三〇〇二の三十五、三〇〇二の三十六、三〇〇二の三十七、三〇〇二の三十八、三〇〇二の三十九、三〇〇二の四十、三〇〇二の四十一、三〇〇二の四十二、三〇〇二の四十三、三〇〇二の四十四、三〇〇二の四十五、三〇〇二の四十六、三〇〇二の四十七、三〇〇二の四十八、三〇〇二の四十九、三〇〇二の五十、三〇〇二の五十一、三〇〇二の五十二、三〇〇二の五十三、三〇〇二の五十四、三〇〇二の五十五、三〇〇二の五十六、三〇〇二の五十七、三〇〇二の五十八、三〇〇二の五十九、三〇〇二の六十、三〇〇二の六十一、三〇〇二の六十二、三〇〇二の六十三、三〇〇二の六十四、三〇〇二の六十五、三〇〇二の六十六、三〇〇二の六十七、三〇〇二の六十八、三〇〇二の六十九、三〇〇二の七十、三〇〇二の七十一、三〇〇二の七十二、三〇〇二の七十三、三〇〇二の七十四、三〇〇二の七十五、三〇〇二の七十六、三〇〇二の七十七、三〇〇二の七十八、三〇〇二の七十九、三〇〇二の八十、三〇〇二の八十一、三〇〇二の八十二、三〇〇二の八十三、三〇〇二の八十四、三〇〇二の八十五、三〇〇二の八十六、三〇〇二の八十七、三〇〇二の八十八、三〇〇二の八十九、三〇〇二の九十、三〇〇二の九十一、三〇〇二の九十二、三〇〇二の九十三、三〇〇二の九十四、三〇〇二の九十五、三〇〇二の九十六、三〇〇二の九十七、三〇〇二の九十八、三〇〇二の九十九、三〇〇二の百

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

(以上四筆については、主伐は、択伐による。)

山口市小郡上郷字岩屋一六三四・字山田二〇六・三七六一・三七六二の一

- (一) 錦町須川字する二八七〇の三・三〇〇一・三〇〇二の一・三〇〇二の三・三〇〇二の五・三〇〇二の七・三〇〇二の九・三〇〇二の十一・三〇〇二の十三・三〇〇二の十五・三〇〇二の十七・三〇〇二の十九・三〇〇二の二十一・三〇〇二の二十三・三〇〇二の二十五・三〇〇二の二十七・三〇〇二の二十九・三〇〇二の三十一・三〇〇二の三十三・三〇〇二の三十五・三〇〇二の三十七・三〇〇二の三十九・三〇〇二の四十一・三〇〇二の四十三・三〇〇二の四十五・三〇〇二の四十七・三〇〇二の四十九・三〇〇二の五十一・三〇〇二の五十三・三〇〇二の五十五・三〇〇二の五十七・三〇〇二の五十九・三〇〇二の六十一・三〇〇二の六十三・三〇〇二の六十五・三〇〇二の六十七・三〇〇二の六十九・三〇〇二の七十一・三〇〇二の七十三・三〇〇二の七十五・三〇〇二の七十七・三〇〇二の七十九・三〇〇二の八十一・三〇〇二の八十三・三〇〇二の八十五・三〇〇二の八十七・三〇〇二の八十九・三〇〇二の九十一・三〇〇二の九十三・三〇〇二の九十五・三〇〇二の九十七・三〇〇二の九十九・三〇〇二の百
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

### 山口県告示第四百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十二年十二月三日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 保安林予定森林の所在場所

美祢市東厚保町山中字岡ノ浴一三六〇から一三六三まで、一三六六の一、一三六

七、一三六八、一三六八の二、一三六九、一三七〇

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐とする。

美祢市東厚保町山中字岡ノ浴一三六一・一三六三・一三六六の一・一三六八

(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)



#### (三九五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年一月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十二月三日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月十五日

#### 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 コンチエルト・エージェンシー

代 表 者 の 氏 名 渡邊 亜紀

主たる事務所の所在地 山陽小野田市大字小野田二八八六番地の二

#### 三 定款に記載された目的

広く一般市民、特にクラシック音楽家及び愛好家に対して、クラシック音楽についての演奏会・発表会等の企画・開催に関する事業、演奏を行う人材の発掘・育成及びその支援に関する事業、セミナー・講演会の企画・開催に関する事業、各種情報の提供に関する事業等を行い、クラシック音楽の振興と音楽を通じての地域社会の活性化を図り、もって広く公益に寄与すること。

#### (三九六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十二年十二月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十二月三日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 申請のあった年月日

平成二十二年十月二十七日

#### 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ひまわり会

代 表 者 の 氏 名 金子 満雄

主たる事務所の所在地 宇部市北琴芝二丁目七番六号

(三九七) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定  
 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、  
 次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。

平成二十二年十二月三日

山口県知事 二井 関成

指定障害福祉サービス事業者名	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を行う事業所名	所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人ひとつの会	防府市大字佐野一五二の一	ヘルパーステーション宇部あいおい苑	宇部市恩田町三丁目八番一	居宅介護	平成二二、一一、一
特定非営利活動法人福祉の店アミーチ	山口市小郡下郷一三一八の	福祉の店アミーチ	山口市小郡下郷一二五六の	重度訪問介護 就労継続B型	〃 〃 〃

(三九八) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年十二月三日から平成二十三年四月四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市産業観光部産業政策課及び周南市新南陽総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十二月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ロックタウン周南  
 所在地 周南市古市一丁目四四七三の四
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 代表者の氏名

ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 大門 淳  
 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社コックス 小平 博	株式会社コックス 小柳津 進

届出年月日 平成二十二年十一月十一日  
 変更年月日 平成二十二年四月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロックタウン周南  
 所在地 周南市古市一丁目四四七三の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 代表者の氏名  
 ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 大門 淳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一	株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一番一号

届出年月日 平成二十二年十一月十一日  
 変更年月日 平成二十二年六月二十七日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ロックタウン周南  
 所在地 周南市古市一丁目四四七三の四
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要  
 名 称 ロック開発株式会社  
 住 所 東京都千代田区神田佐久間河岸六七  
 代表者の氏名 大門 淳

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ツインマーボ	—

四 届出年月日  
 平成二十二年十一月十一日  
 五 変更年月日  
 平成二十年九月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 ロックタウン周南  
 所在地 周南市古市一丁目四四七三の四  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名 称 住 所 代表者の氏名  
 ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 大門 淳  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	赤川 正行	—

四 届出年月日  
 平成二十二年十一月十一日  
 五 変更年月日  
 平成二十年十月十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 ロックタウン周南  
 所在地 周南市古市一丁目四四七三の四  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要  
 名 称 ロック開発株式会社  
 住 所 東京都千代田区神田佐久間河岸六七  
 代表者の氏名 大門 淳

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社アート・ワン	—

四 届出年月日  
 平成二十二年十一月十一日  
 五 変更年月日  
 平成二十一年十一月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 ロックタウン周南  
 所在地 周南市古市一丁目四四七三の四  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名 称 住 所 代表者の氏名  
 ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 大門 淳  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社マックハウス	栗原 勝利
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	舟橋 浩司

四 届出年月日  
 平成二十二年十一月十一日  
 五 変更年月日  
 平成二十一年五月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 ロックタウン周南  
 所在地 周南市古市一丁目四四七三の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 大門 淳  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社アーピング	株式会社アーピング	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社西松屋チエーン	株式会社西松屋チエーン	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	—	大村 禎史

四 届出年月日  
 平成二十二年十一月十一日  
 五 変更年月日  
 平成二十一年五月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ロックタウン周南  
 所在地 周南市古市一丁目四四七三の四  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 大門 淳  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社アビ	—

四 届出年月日  
 平成二十二年十一月十一日  
 五 変更年月日

平成二十一年六月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ロックタウン周南  
 所在地 周南市古市一丁目四四七三の四  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 大門 淳  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社アーヂュ	株式会社アーヂュ	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社リックコーポレーション	株式会社リックコーポレーション	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	—	菅原 啓晃

四 届出年月日  
 平成二十二年十一月十一日  
 五 変更年月日  
 平成二十一年七月十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ロックタウン周南  
 所在地 周南市古市一丁目四四七三の四  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 大門 淳  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 おいて小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社パレモ	変更前 中本 敏幸	変更後 小田 保則
---	---------	--------------	--------------

四 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

五 変更年月日

平成二十二年四月二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロックタウン周南

所在地 周南市古市一丁目四四七三の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名  
ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 所 大門 淳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 おいて小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社三城	変更前 株式会社三城	変更後 株式会社美装
---	--------	---------------	---------------

四 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

五 変更年月日

平成二十二年四月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成二十二年十二月三日印刷

発行人

山口県知事

名称 所在地 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	名称 住 ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七	変更前 羽間 和彦	変更後 大門 淳
----------------------------------	------------------------------------	--------------	-------------

三 変更に係る事項の概要

四 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

五 変更年月日

平成二十二年五月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロックタウン周南

所在地 周南市古市一丁目四四七三の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名  
ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 所 大門 淳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社パレモ	変更前 株式会社パレモ	変更後 株式会社パレモ
--------------------------------------	---------	----------------	----------------

四 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

五 変更年月日

平成二十二年八月二十二日